

しょうがい者手帳に基づく 福祉サービス

安平町

安平町役場健康福祉課

2021/04/01



も く じ (該 当 一 覧)

制度区分	サービスの内容	身障	療育	精神	ページ
手帳交付手続き		○	○	○	1~4
障害者総合支援法 ・児童福祉法による 福祉サービス	施設利用・ヘルパー等のサービス	○	○	○	5~8
	サービス利用の手続	○	○	○	9
	障害支援区分と利用できるサービス	○	○	○	10
	利用者負担	○	○	○	11、12
	補装具について	○	×	×	12、13
	日常生活用具について	○	○	○	14~24
生活の保障について	障害基礎年金、障害厚生年金、特別障害給付金	○	○	○	25、26
	特別障害者手当、障害児福祉手当、特別児童扶養手当	○	○	○	26、27
	心身障害者扶養共済制度	○	○	○	28
	生活福祉資金貸付制度	○	○	○	29
	生活保護制度	○	○	○	29
	生活困窮者自立支援制度	○	○	○	30
	とまこまい若者サポートステーション	○	○	○	31
	住宅金融支援機構による割増融資	○	×	×	31
雇用の促進と 安定について	公共職業訓練、職場適応訓練、トライアル雇用事業	○	○	○	32
	事業主に対する諸制度	○	○	○	32
	北海道職業能力開発校	○	○	○	33
	函館視力障害センター	○	×	×	33
健康と医療の 保障について	重度心身障害者医療費助成制度	○	○	○	34、35
	自立支援医療	○	○	○	35~39
	医師等による巡回相談など	○	○	×	39
	訪問による歯科保健指導・相談	○	○	○	39
	こころの健康相談（苫小牧保健所、町）	○	○	○	40
難病患者等の福祉サービス・医 療費助成制度について	難病患者の障害福祉サービス	難病患者			41
	特定疾患・難病等の医療費助成制度				41
コミュニケーション に関する支援	手話通訳員の派遣	○	×	×	42
	要約筆記通訳員の派遣	○	×	×	42
自動車の利用に関す る制度・支援等	しょうがい者に関係する標識等	○	○	○	43
	駐車禁止適用除外指定車標章の交付	○	○	○	44
その他の制度	緊急通報システムの設置	○	×	×	45
	災害時要援護者登録制度	○	○	○	45
	介護マーク交付事業・ヘルプマークの交付	○	○	○	46
	医療的ケア支援事業	○	×	×	47
税法上の控除など	所得税・住民税	○	○	○	47
	相続税	○	○	○	48
	個人事業税	○	○	○	49
	自動車税、軽自動車税、自動車取得税	○	○	○	49、50
	少額貯蓄の非課税	○	○	○	51

制度区分	サービスの内容	身障	療育	精神	ページ
町で行う交通料金 助成等の制度	しょうがい者等通所等交通費助成制度	○	○	○	51
	特定疾患者等通院交通費助成制度	難病患者			51
	通院移送者運行事業	○	×	×	52
	地域公共交通助成制度	○	○	○	53
公共交通機関 運賃の割引	JR旅客運賃の割引	○	○	×	53
	航空機の運賃割引	○	○	×	54
	バス・フェリーの運賃割引	○	○	△	54
	タクシー運賃の割引	○	○	×	54
	地下鉄・市電の運賃割引	○	○	×	55
公共料金等の減免	有料道路通行料金の割引	○	○	×	55
	NHK放送受信料の免除	○	○	○	56
	NTT無料番号案内	○	○	○	57
	郵便料金の免除	○	×	×	57
	携帯電話料金の割引	○	○	○	57
	福祉用電話機器の利用料金等の割引	○	×	×	58
	安平山スキー場及びパークゴルフ場利用料金の減免等	○	○	○	58
	安平町スポーツセンター利用料の減免等	○	○	○	58
	公共施設の使用料金等の減免等	○	○	○	59
	保育料の減免	○	○	○	59~62
各種選挙の投票	郵便投票、代理記載制度	○	×	×	63
成年後見制度	成年後見制度	○	○	○	63、64
	任意後見制度	○	○	○	64
	成年後見登記制度	○	○	○	64
	日常生活自立支援事業	○	○	○	65
相談機関 当事者団体	民生委員・児童委員、人権擁護委員	○	○	○	65
	身体障害者相談員、知的障害者相談員、地域相談員	○	○	○	66
	子ども発達支援センター	○	○	○	66
	安平町手をつなぐ育成会	×	○	○	67
連絡先一覧、資料				67~75	

★本編は2021年4月時点でまとめたものです。制度や機構など変更になっている場合もありますので、必ず事前に各担当ご確認ください。